

労働基準法に基づく申請について

(案)

労働基準法に基づく申請等について、以下のとおり対応を行う。

1. 時間外労働・休日労働に関する協定届について

時間外労働・休日労働について、労働者代表と協定を締結し、労働基準監督署に届出を行う。協定のポイントは以下の通り（昨年度までと変更なし）。

① 時間外労働をさせる必要のある具体的事由

行政官庁との調整、提出書類の作成

理事会、評議員会運営（資料作成、関係者調整）

需給監視、指示業務等に係る調整

その他、上記項目以外に緊急を要する業務 等

② 延長することができる時間数

1日6時間、1箇月45時間、1年360時間

③ 休日労働をさせる必要のある具体的事由

上記①と同じ

④ 労働させることができる法定休日の日数

休日のうち1箇月に4日

⑤ 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合

納期を目前に、一時的に業務が集中してしまった場合

突発的な不具合を解消するために、急ぎこれに対応しなくてはならない場合

⑥ ⑤の場合、延長することができる時間数

1日15時間、1箇月99時間59分（年間6回以内）、1年700時間

⑦ 届出予定

別紙1：亀戸労働基準監督署 3月中、別紙2：中央労働基準監督署 3月中

2. 一斉休憩適用除外に関する労使協定の締結について

広域運用センターの当直員について、労働者代表と一斉休憩適用除外に関する協定を締結する。

① 休憩時間（昼直）

当直長および当直員A 11:30～12:30

副当直長および当直員B 12:30～13:30

② 休憩時間（夜直）

当直長および当直員A 20:00～21:00

2:00～ 3:00

副当直長および当直員B 21:00～22:00

3:00～ 4:00

以上

【添付資料】

別紙1：時間外労働・休日労働に関する協定届（豊洲）

別紙2：時間外労働・休日労働に関する協定届（第二事務所）

別紙3：一斉休憩の適用除外に関する労使協定書

※別紙1～3については、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づく秘密情報に該当するため、非公表とする。